

※当事務所が領事館へ提出代行する内容 申告代行基本手数料：¥27,500.-

- ① 領事館で対象者等の戸籍状況を事前調査、家族関係証明書等入手。
- ② 記載事項証明書等添付書類の翻訳、申告書をハングルで作成。
- ③ 大阪総領事館への提出（大阪管轄以外の領事館の場合は申告人が持参：5000 円割引）
- ④ 1 週間～3 週間後に申告内容反映後の証明書の取得とその翻訳文作成

基本手数料：¥22,000.- + 記載事項証明書翻訳¥5,500.- = ¥27,500.-

* 追加翻訳料：日本戸籍¥5,500.- 住民票 5,500.-（3 か月経過時）

【事件本人に関する申告必要書類】

- ① 死亡・出生・婚姻・離婚等「届の記載事項証明書」（日本の役所で入手）
死亡申告の場合、死亡者の住民票除票（在留資格：永住・特別永住表記必要）
- ② 日本人が関連する場合、死亡・婚姻・離婚等が記載されている日本の戸籍謄本

【申告人に関する申告必要書類】

- ① 申告人の身分証（特別永住者カード or 在留カード）の両面コピー
- ② 申告人の住民票
* 婚姻申告は夫婦の住民票、出生申告の場合は子供の住民票も必要
* 死亡・出生・婚姻・離婚等の事実から 3 ヶ月経過して申請する場合必要
- ③ 別添の当事務所宛申告代行委任状と家族関係証明書等申請委任状（2 通）

（申告する人が日本国籍家族の場合、上記に追加して必要な書類）

- ① 日本の戸籍謄本又は全部事項証明書 2 通（1 通は返還されます）
注）* 対象韓国人の生年月日と申告人との関係が記載されている物
* 帰化者の場合は帰化前の韓国姓名が記載されている物
- ② 申告人の身分証（運転免許証又はマイナンバーカード）の両面コピー

【国籍喪失申告必要書類】

- ① 帰化の事実が記載された全部事項証明 2 通（1 通は返還されます）
- ② 帰化者の住民票、家族全員が帰化した場合は家族全員記載の物
- ③ 帰化者の写真（3.5×4.5 cm）
- ④ 帰化者の日本パスポートの写真ページコピー（パスポートは必須）
- ⑤ 申告人の身分証（運転免許証）の両面コピー

基本情報記入表

[illegible]

위임장 (委任状)

피위임자 (被委任者)	
생년월일 (生年月日) 주민등록번호 (住民登録番号)	
주소 (住所)	
관계 (関係)	知人 行政書士
위임내용 (委任内容)	신고서류의 작성 및 제출 대행 (申告書類の作成及び提出代行) 대상자성명 (対象者姓名) : ☐ 사망 (死亡) ☐ 출생 (出生) ☐ 혼인 (婚姻) ☐ 이혼 (離婚) ☐ 국적상실 (国籍喪失) ☐ ☐ 재외국민등록의 신청 및 교부 신청 수령 (在外国民登録の申請及び交付申請受領) ☐ 족관계등록부의 조사 정정 대행 (家族関係登録簿の調査・訂正代行) ☐

상기내용에 관한 모든 권한을 피위임자에 위임합니다. 이것에 관해서
저는 모든 책임을 지는 것을 서약합니다. (上記内容に関するすべての権限を
被委任者に委任します。これに関して私はすべての責任を負う事を誓約します。)

年 月 日

위임자성명 (委任者姓名) :

인 (印)

생년월일 (生年月日) :

주소 (住所) :

전화번호 (電話番号) :

위임장 (委任状) 記入例	
피위임자 (被委任者)	(空白)
생년월일 (生年月日) 주민등록번호 (住民登録番号)	(空白)
주소 (住所)	(空白)
관계 (関係)	(空白)
위임내용 (委任内容)	신고서류의 작성 및 제출 대행 (申告書類の作成及び提出代行) 대상자성명 (対象者姓名) : <u>父 李 △△</u> ☒ 사망 (死亡) ☐ 출생 (出生) ☐ 혼인 (婚姻) ☐ 이혼 (離婚) ☐ 국적상실 (国籍喪失) ☐ ☒ 재외국민등록의 신청 및 교부 신청 수령 (在外国民登録の申請及び交付申請受領) ☒ 족관계등록부의 조사·정정 대행 (家族関係登録簿の調査・訂正代行) ☐

上記内容に関するすべての権限を被委任者に委任します。これに関して私はすべての責任を負う事を誓約します。

年 月 日

위임자성명 (委任者姓名) : 李 ○ ○

인 (印)

생년월일 (生年月日) : 1950 年○○月○○日

주소 (住所) : 大阪市生野区○○○○○○○○○○○○○○

전화번호 (電話番号) : 090-0000-0000

위임장 (委任狀)

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명 (姓名):

생년월일 (生年月日):

주소 (住所):

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.

委任人 _____ は下記の行為に関する権限を上記 _____ に委任します。

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족상황 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위

「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

* 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권

* 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

20 年 月 日

위임인 (委任をした人)

성명 (姓名):

(인 印)

주소 (住所):

주민등록번호 (生年月日):

전화번호 (電話番号):

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで虚偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

위임장 (委任狀)

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명 (姓名):

생년월일 (生年月日):

주소 (住所):

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.

委任人 _____ は下記の行為に関する権限を上記 _____ に委任します。

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족상황 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위

「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

* 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권

* 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

20 年 月 日

위임인 (委任をした人)

성명 (姓名):

(인 印)

주소 (住所):

주민등록번호 (生年月日):

전화번호 (電話番号):

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで虚偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

위임장 (委任狀) (2通必要) <記入例>

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명 (姓名): (空白)

생년월일 (生年月日): (空白)

주소 (住所): (空白)

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.

委任人 李 ○○ は下記の行為に関する権限を上記 (空白) に委任します。
(依頼者)

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족사항 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위
「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

* 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권 両面コピーが必要.

* 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

日本人の場合は対象者との関係が分かる日本戸籍原本(帰化者の場合は従前の韓国名が記載された物)
と運転免許証両面コピー添付、マイナンバーカード、旅券、身障者手帳も可。

20 年 月 日 (作成日記入)

위임인 (委任をした人)

委任者 (依頼者) は対象者の配偶者・血縁のある父母・子女・孫でないダメ。

성명 (姓名): 李 ○○ (本名) (인 印) 署名だけでも良い (通名はダメ)

주소 (住所): 大阪市生野区○○○○○○○○○○

주민등록번호 (生年月日): 1950年○○月○○日 (西曆)

전화번호 (電話番号): 090-0000-0000

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで虚偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

TO: (株)韓国戸籍翻訳センター、在日総合サポート行政書士事務所

〒542-0076 大阪市中央区難波 2-3-11 ナンバ八千代ビル2階D号室

Tel 06-6211-8321

Fax 06-6211-8322

E-mail info@japankorea.jp

申告後戸籍類の取寄・翻訳依頼書

- * 委任者が**韓国籍**の場合：・特別永住者カードまたは在留カードの両面コピーを添付。
- * 委任者が**日本籍**の場合：・運転免許証またはマイナンバーカードの両面コピーを添付。
 - ・死亡者の生年月日と申請人が家族であることがわかる日本戸籍原本が必要です。
- 帰化者の場合、帰化事実（従前の韓国姓名等）が記載されている物が必要です。

依頼される方 ご担当者名 【 】	送付先住所：〒		
	事務所名又は個人名：		
	携帯番号：		Fax 番号：
	メールアドレス：		
委 任 者 氏 名 (申告人＝家族の方)		対象者 との関係	
* 親又は配偶者の委任状が一番良いです。親・配偶者は、子女の戸籍類はすべて入手できます。 * 委任者から見て兄弟姉妹の物は申請できません。 兄弟姉妹自身か父母・子等の直系血族又は配偶者の委任状が別途必要です。			
申告後に戸籍の取寄せも 依頼される場合 必要な項目に☑してください。 * 複雑な場合は 関係図 を 別添願います。 【必要通数 通】	☐ <相続手続> * 死亡者(被相続人)の出生時から死亡までの物すべて * 相続人の「基本証明書」「家族関係証明書」 ☐ <相続放棄手続> * 死亡者と相続人の「基本証明書」「家族関係証明書」 (兄弟姉妹が放棄する時、親の「基本証明書」「家族関係証明書」「除籍謄本」) ☐ <年金手続> * 死亡者の「基本証明書」「婚姻関係証明書」「家族関係証明書」 ☐ <帰化手続> 法務局の「必要書類一覧表」原本が必要です。(還付されます) * 帰化申請人と両親の出生時からの物すべて 翻訳同時依頼： ☐ 依頼します ☐ 依頼しません		
登録基準地 (本籍地)	(「里」または「洞」までは必須です)		
① 主要対象者姓名	(生年月日：)		
② 証明書必要者姓名	<関係 > (生年月日：)		
③ 証明書必要者姓名	<関係 > (生年月日：)		
④ 証明書必要者姓名	<関係 > (生年月日：)		
⑤ 証明書必要者姓名	<関係 > (生年月日：)		
⑥ 証明書必要者姓名	<関係 > (生年月日：)		



在日韓国人の相続に必要な戸籍

【被相続人が韓国国籍の場合】(全員韓国籍で遺産分割協議をする場合)

- 被相続人の【出生申告時】から記載のある**すべての除籍謄本**
- 被相続人の「**基本**」・「**家族**」・「**婚姻**」・「**入養**」の4種類の【**詳細**】証明書

※遺言書がある場合、双方の親子関係を証明する物。

※「法定相続情報証明制度」は外国人・帰化人には適用されない。

【被相続人が帰化者の場合】

- 被相続人の【出生申告時】から**帰化年月日までのすべての除籍謄本**

* 2008.1.1前に帰化していれば帰化時点までの除籍謄本だけ必要

* 韓国国籍法では外国国籍を取得した時点で韓国国籍を喪失する。

* 国籍喪失申告を韓国にしていなければ現在証明書も存在するが、帰化後の証明書が存在してもそれは無効であるから不要(日本戸籍が優先)

- 被相続人が2008.1.1以降の帰化者については、
「**基本**」・「**家族**」・「**婚姻**」・「**入養**」の4種類【**詳細**】証明書も必要

【相続人が韓国国籍の場合】

相続人の**基本証明書【詳細】**と**家族関係証明書【詳細】**

【相続人が日本国籍の場合⇒韓国戸籍は不要】

帰化者：**帰化事項記載の戸籍謄本**と全部事項証明書

元々日本国籍：被相続人との関係を証明する日本の戸籍謄本